

岡山県濟世制度の研究

～濟世顧問・濟世委員の属性～

吉備国際大学社会福祉学科

松原 浩一郎（会員番号02890）

< key word > 濟世制度 職業属性 名誉職

1. 研究目的

本研究は、岡山県濟世制度の主体であった濟世顧問（以下、顧問と記述）と濟世委員（以下、委員と記述）の実態を明らかにすることである。これまでこの制度については、多くの先行研究がある。それは、濟世顧問制度が、現在の民生委員制度の嚆矢と位置づけられているからである。そして研究の多くは、制度を創案した岡山県知事笠井信一の思想や理論、あるいは制度創設に寄与した藤井静一（最初の濟世顧問）をはじめ顧問に委嘱された人々の実践分析などである。しかし、このように個人を対象にすると、しばしば全体像を見失うこともある。そこで本研究は、顧問と委員を含めた濟世制度そのものの全体像を明らかにするところにある。その一端として、今回は顧問と委員の委嘱状況と委嘱された顧問・委員の職業を分析して、濟世制度がどのように展開されたのかを明らかにしたい。

なお、本研究における岡山県濟世制度とは、岡山県内における濟世顧問および濟世委員に関連する制度と定義しておく。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点の一つは、顧問と委員の属性である。具体的には職業と公職への就任状況の分析であり、個人の実践（救貧活動あるいは防貧活動）は取り扱わない。たしかに、個々の実践を分析することは、その実態を明らかにすることにつながる。しかし、一方でこの視点は、全体像を明らかにする方法としては注意を要する。そもそも顧問の防貧事業（活動）については、現存する実践史料がきわめて少ない。先行研究はいくつかあるが、対象者数はきわめて少ない。さらに委員は、当初から組織的活動を企図して創設されたので、委員の個人的な取り組みを解明することは、顧問以上に困難である。救貧活動については、恤救規則や救護法における救済統計が明らかにされているので、防貧事業と比較して実態の把握が可能である。しかし、調査の捕捉性や専門性に課題が多い。^{*1} そこで本報告では、顧問や委員の実践自体には触れず、委嘱の実態を分析することを通して、濟世制度の展開あるいは停滞の様相を明らかにしたい。その方法として、第二次世界大戦終戦までに発行された顧問と委員の名簿を分析し、委嘱や欠員状況の分析、そこに記述されている職業分類を行う。それにくわえて、顧問や委員が記載されている岡山県衆議院議員選挙有権者名簿（以下有権者名簿と記述する）を用いて、顧問や委員の納税の実態も明らかにしたい。

なお、現在入手できる顧問・委員の名簿は以下の7点である。いずれも標題である。()内は例言に記述されている年月日である。なお、編集・発行は大正12年と13年は岡山縣内務部社会課、それ以降は岡山縣学務部社会課である。『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿(大正12年3月)』『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿(大正13年3月末)』『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿(昭和3年3月末)』『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿(昭和5年10月1日)』『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿(昭和7年5月1日)』『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿昭和10年版(昭和10年6月1日)』『昭和13年版岡山縣濟世顧問・方面委員名簿、附岡山縣方面委員銓衡委員会委員、岡山縣方面事業委員会委員(昭和13年3月15日)』なお、1936(昭和11)年方面委員令が制定されて、岡山縣では委員がそのまま方面委員に就任した。そのため、昭和13年版は標題も方面委員となっている。

3. 倫理的配慮

本研究は歴史研究であり、論拠となるデータや文献は、既に公刊されている史資料の引用あるいは加工であり、剽窃や多重投稿などはない。さらに一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程に則って論述している。

4. 研究結果

1) 顧問・委員の委嘱(配置)状況

濟世顧問制度は、1917(大正6)年5月12日岡山県訓令第十号「濟世顧問設置規程」公布に始まる。この規程によると、濟世顧問の目的は「防貧事業ヲ遂行シ個人並ニ社会ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス」(第1条)と明記されている。このようにこの制度は、救貧制度ではなく、防貧を第一義にしている。員数は「市ニ在リテハ十五名、町村ニ在リテハ一名トス」(第3条)としている。この場合の市とは岡山市のことである。(当時の市は岡山市のみで、1928年倉敷市、1929津山市が誕生した)

人選については第四條において、郡市長が関係警察署長と町村長と協議して推薦するように指示している。資格(要件)は、第五條に6つの条件を示している。それは、①人格正シキモノ、②身体健全ナルモノ、③常識ニ富メルモノ、④慈善同情心ニ富メルモノ、⑤市町村内中等以上ノ生活ヲ営ミ、少ナクトモ俸給ヲ以テ衣食ノ資ニ供セサルモノ、⑥忠実勤勉其ノ職務ニ尽スヘキモノ、である。町村長の職にある者は「自治行政に干渉する者であるが故に顧問に囑託せざる方針」であった。^{*2} 解嘱および報酬の規程はない。従って終身の無給名誉職という位置づけであった。また、適当な人材が確保できない場合は不在とする則^{モット}闕主義をとった。

濟世委員制度は濟世顧問制度から遅れること4年後1921(大正10)年10月14日岡山県告示第589号濟世委員設置規程により始まる。目的は「市町村ニ其ノ社会状態ヲ調査シ適切ナル事業ヲ遂行スルタメ濟世委員ヲ置ク」と記されている。先述の顧問とは多少違う目的となっている。つまり、社会状態の調査と

事業遂行である。顧問との関係は「濟世委員ハ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ其ノ市町村ニ於ケル濟世顧問ト協議シ且相互間ノ連絡ヲ保チ」（第3条）となっている。両者の関係は「飽く迄人を中心とせる濟世顧問制度の特殊の持ち味を生かしつつ之が外郭機関として濟世委員制度の組織網に依る全収穫を贏ち得ようと企図したものである。かくて人と組織の二者の併用妙合によつて初めて古今独歩最も完全なる恒久継存的の濟世制度の完成を見るに至った」のである。^{*3}委員の員数は「市ニ在リテハ方面毎二十名乃至二十名、町村ニ在リテハ大字毎一名トス」（第2条）と規定されている。顧問と異なり県内すべての町村内の大字に一名ずつ必置されることになった。資格と立場は「囑託及其ノ資格ニ関シテハ濟世顧問設置規程ノ定ムル所ニ準拠ス」（第4条）「濟世委員ハ名誉ノ職トシ之ヲ優遇ス」（第5条）となっている。つまり資格や立場は顧問と同じで、退任規程はなく無任期、ならびに無報酬の名誉職である。

顧問および委員の委嘱（配置）はどのような状況だったのか、以下に確認したい。

表1 名簿毎(年別)濟世顧問・濟世委員数

統計年	濟世顧問	岡山市以外の顧問数	市町村数(岡山市を除く)	設置率	濟世委員	大字なし町村委員差し引き数	大字数	大字なし町村の設置率	備考
大正12年	195	179	397	45%	2513	2134	1705	125%	
大正13年	187	173	397	44%	2548	2356	1705	138%	
昭和3年	190	178	395	45%	2476	2266	1689	134%	倉敷市制
昭和5年	173	162	383	42%	2354	2194	1615	136%	津山市制
昭和7年	145	135	393	34%	2626	2451	1617	152%	
昭和10年	118	109	381	28%	2621	2435	1617	151%	
昭和13年	90	82	381	22%	2628	2419	1617	150%	
合計	1098人	1018人	2727	37%	17766人	16255人	11565	141%	

※合計の数は延べ数。

表1は名簿毎の記載人数と設置率である。^{*4}顧問の委嘱は、全町村の半数にも達することがなく昭和7年から漸減している。委員については、大字数に対して100%を越える設置状況である。顧問と委員は、中程度以上の生活状況が選任要件であるので、両制度とも地域の名望家が就任している。^{*5}委嘱数の違いは則闕主義と必置義務の制度的違いが大きな要因であろう。しかし、その機能において防貧を本義とする顧問と組織的な救貧を本義とする委員の違いも要因と思われる。防貧制度は、当時恩給制度が既に存在していた。1875年海軍退隠令や翌年の陸軍退隠令、その後警察官や教員への恩給制度が創設された。さらに恩給法が1923(大正12)年に制定されている。一般国民に対する防貧制度の一つである社会保険制度が適用されるのは、1922(大正11)年の健康保健法(ただし当初はブルーカラーのみ)である。このようにわが国には既に防貧制度はあったものの、一般国民の防貧制度に対する意識は低かったと思われる。くわえて農会(1899年)や産業組合(1900年)も防貧活動(貯蓄や共同購買)を行っている。わずか一人で防貧実践をすることを目的にした顧問を、必要と

しない町村が多かったのであろう。

委員の委嘱は100%を越える設置率であるが、詳しくみると、大字に1名の委嘱を満たしていない町村もある。そこで次に、県内の各郡の状況を分析してみたい。

2) 郡毎の済世顧問・済世委員の委嘱状況

各郡の状況を1923(大正12)年の統計を用いて比較検討したい。^{*6} 表2は各郡の町村数と顧問数および充足率、委員数と大字数(大字がない町村名)および充足率である。

顧問委嘱が最も少ないのは吉備郡で、わずか3町村である。しかも制度が始まった1917(大正6)年には一人もいない唯一の郡であった。つまり済世顧問制度に対してはきわめて消極的な地域であったと言える。反対に充足率の最高は真庭郡と苫田郡である。しかし71%にしかすぎない。

委員は、委嘱基準である大字に一人を大きく上回り、県全体の充足率は125%である。最高は邑久郡の169%である。最少は上房郡の79%で両者には大きな開きがある。ただし100%を満たしていないのは上房郡のみであり、この郡が特別な状況であったと言える。^{*7}

表2 郡毎顧問数・委員数および充足率

郡名	大正12年統計						
	顧問配置 町村数	町村数	充足率	委員数	大字数	充足率	大字がない町村
御津郡	12	26	46%	149	125	119%	
赤磐郡	7	24	29%	164	132	124%	
和気郡	8	18	44%	99	69	143%	
邑久郡	5	20	25%	139	65	169%	鹿忍町、牛窓町、長濱村
上道郡	9	24	38%	151	98	140%	西大寺町、金田村、金岡村
児島郡	15	22	68%	110	92	114%	味野町、藤田村
都窪郡	4	19	21%	108	85	109%	倉敷町
浅口郡	8	13	62%	76	49	129%	香島町、黒崎村
小田郡	16	25	64%	114	66	153%	大江村、小田村、北木島村、眞鍋島村
後月郡	8	13	62%	56	28	129%	高屋町、木之子村、西江原村、山野上村、井原町
吉備郡	3	31	10%	149	91	140%	川邊村、箭田村、新本村、山田村、久代村、下倉村、眞金町
上房郡	7	16	44%	52	46	70%	松山村、川面村、巨瀬村、有漢村、上有漢村、上水田村
川上郡	7	15	47%	64	54	109%	平川村
阿哲郡	6	19	32%	64	52	115%	菅生村
眞庭郡	12	17	71%	193	132	142%	新庄村
苫田郡	22	31	71%	227	160	130%	二宮村、上斎原村、阿波村
勝田郡	7	23	30%	170	140	121%	
英田郡	9	18	50%	106	106	100%	
久米郡	6	23	26%	131	115	114%	
合計	171	397	43%	2322人	1705	125%	
				2134人(大字がない町村を減じた数)			

※岡山県済世顧問・済世委員名簿(大正12年版)と岡山県統計年報から作成する。

ところで名簿を詳しく検証すると、郡内には充足率100%に至らない町村もある。大字に1名以上の委員が存在する地域もあれば、不在の地域もある。表

2はこのような詳細なデータではなく、あくまでも委員数や大字数を明らかにして、その充足率をあらわしている。そこでこれらの詳細を19の郡の中から吉備郡をモデルとして分析したい。

3) 吉備郡の概要および郡内委嘱状況

吉備郡は、岡山県南部のほぼ中心部に位置し、郡の中心を岡山県三大河川の一つである一級河川高梁川が南北に流れ、支流である小田川や槇谷川や新本川が郡西部および西北部を流れている。また郡の東北部から東部にかけては三大河川の一つである一級河川旭川水系の足守川および笹ヶ瀬川が流れ、肥沃な平地をもたらしている典型的な農業地帯である。ちなみに郡西部を東西に流れる小田川が2018年氾濫し、大規模な水害に襲われた倉敷市真備町も、この郡に位置する。

济世委員制度が開始する前年の1920（大正9）年末の統計から吉備郡の概況を説明する。^{*8} 当時岡山県は岡山市と19の郡により構成されていた。県の総人口は1,264,953人で、吉備郡は70,707人である。当時唯一の市であった岡山市の人口は96,384人。先述の両制度設置規程でも明らかのように、顧問および委員の委嘱（配置）基準も岡山市のみ別扱いであった。そのため、基本的には岡山市を除く19郡との比較をおこなう。人口規模で見ると、吉備郡は5番目である。人口密度（1里四方）は2,786人で県平均2,775人とほぼ同じである。郡内の町村数は4町27村合計31町村で、県内で最も多くの町村を擁していた。郡役所は総社町におかれていた。つまり郡の中心は総社町であった。

令和2年現在、吉備郡は存在せず13町村が総社市、9町村が岡山市北区、7村が倉敷市、2村が加賀郡吉備中央町になっている。

次に、吉備郡内町村別の顧問と委員の委嘱状況および職業ならびに選挙人名簿の分析から、济世制度の展開および停滞について分析したい。

まず表3の項目を解説する。B欄は大字数である。－は大字がない町村である。C欄からI欄までは、济世顧問・济世委員名簿の各年毎の委員の実数である。数字の前の○印は济世顧問が存在していることを示している。G欄は救護法成立に伴う定員である。多くは大字数より多い数になっている。昭和7年以降は、この定員を満たすことが求められた。数字の太字・斜体は定員を欠いていることを示す。K欄は昭和13年までに顧問と委員に委嘱された者の実数である。顧問も委員も終身制であるが、死亡や解嘱等があり、総実数は委嘱された者の総数である。L欄は「大正9年4月現在衆議院議員選挙有権者名簿」に掲載されている顧問と委員の人数である。ただし、有権者名簿掲載時点で顧問に委嘱されている者とその後委嘱された者がある。（委員は大正10年から始まる）この名簿には納税額も示されている。M欄とN欄は、有権者名簿に掲載されている人物の中で、最高納税額者の金額と最低納税額者の金額である。くわえて、町村あるいは大字で上位3名に含まれている場合そのことを記述している。O欄は有権者名簿に掲載されている総数、P欄は世帯数、Q欄は総数を世帯数で除して小数点第1位で四捨五入している。つまり、各町村の世帯数内で

表 3 吉備郡内委嘱状況および納税状況並職業

町村名	大字数	委員実数 (○印は顧問が在職)								
		大正12年	大正13年	昭和3年	昭和5年	救護法定員	昭和7年	昭和10年	昭和13年	総実数
岡田村	2	2	2	2	1	3	3	4	4	6
川邊村	—	3	2	2	3	3	3	3	3	6
二萬村	2	5	5	2	5	5	5	5	5	9
稲井田村	2	4	4	4	4	4	4	2	2	6
呉妹村	2	3	3	○2	3	3	3	3	3	8
箭田村	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4
菌村	2	5	5	5	4	5	5	5	6	10
新本村	—	3	3	3	3	3	3	3	3	4
山田町	—	2	2	2	1	2	2	3	3	5
久代村	—	○4	○4	○4	○4	5	4	4	3	6
下倉村	—	3	3	3	3	4	3	3	3	4
水内村	3	3	3	3	2	3	3	3	3	5
秦村	2	4	4	4	4	4	4	4	3	5
神在村	4	4	3	3	3	4	4	4	6	12
庭瀬町	6	12	12	12	10	13	13	13	合併	26
眞金町	—	3	3	3	3	3	3	3	5	7
高松町	7	7	7	7	7	7	7	6	11	12
生石村	7	7	7	6	7	7	7	6	6	13
服部村	5	5	5	5	5	5	5	4	4	7
阿曾村	5	7	7	7	7	6	6	4	4	10
総社町	7	○14	○14	○11	○10	12	○10	○20	19	35
池田村	3	4	4	4	4	4	4	4	4	7
日美村	2	4	4	4	3	4	4	4	4	5
富山村	4	5	5	5	4	5	4	4	5	7
大和村	4	5	5	5	4	5	4	4	4	7
菅谷村	2	3	3	3	3					3
福谷村	8	○8	8	○8	○8	9	○8	○8	○8	16
岩田村	3	5	5	5	5	5	※6	5	5	7
日近村	4	5	5	5	4	5	5	5	5	9
大井村	2	7	7	7	○7	9	○8	○8	○7	12
足守町	3	3	2	2	1	8	8	7	7	13
31町村	91大字									286
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K

町村名	大正9年衆議院議員選挙人名簿				大正9年		職業	公職等人数					
	掲載人数	納税額（最高額）	納税額（最低額）	掲載者総数	世帯数	納税者割合		町村議員	町村長	助役・収入役	在郷軍人分会長	消防組頭	小学校長
岡田村	2	901970（村2位）	13085	76	336	23%	農3僧1無1不1	2					
川邊村	3	127560（大字2位）	192240	71	227	31%	農2医2不2	4					
二萬村	5	87380	8550	151	382	40%	農4収1公1不3	5				1	
稲井田村	4	722760（村1位）	8860	208	551	38%	農1医1僧1長1不2	4	1		1		
呉妹村	5	419900（村1位）	40080	175	428	41%	農2僧3無1不2	2					2
箭田村	1	42730	-	180	535	34%	農2商1助1	2		1			1
菌村	6	83480	17630	166	492	34%	農3医1僧2信1事1不2	4	1		1	1	
新本村	1	65930	-	239	518	46%	農1医2僧1		2		2		
山田町	2	43270	15780	105	242	43%	医1僧1無1不2		1				
久代村	5	66440	10870	224	451	50%	農4無1不1	3				1	
下倉村	1	9040	-	132	312	42%	僧2神1商1	1					
水内村	5	93630	13230	207	429	48%	農2医1長1不1	5	2		1		
秦村	4	482690（村2位）	14730	169	515	33%	農2僧1無1不1	2	2		1		
神在村	9	36480（大字1位）	3200	128	308	42%	農4僧1商1公1無1不4	4	1		1		
庭瀬町	17	177130（大字1位）	10210	333	846	39%	農7医1僧3導1商1工1公1地1無4不6	14	3		1		
眞金町	2	220680（町1位）	117510	134	448	30%	農3商1助1官1無1	7		1			
高松町	9	67200	8890	321	693	46%	農8僧1商1釀1不1	6					
生石村	6	154040（村3位）	27390	170	389	44%	農4僧5商1不3	6					
服部村	3	401190（村2位）	35490	161	341	47%	農1僧4商1無1	2			1	1	
阿曾村	7	39060	5090	285	631	45%	農6銀1公1不2	4					
総社町	22	343430	5990	539	1598	34%	農9医1僧1商7信2事1無6不8	16			2		
池田村	5	49810（大字1位）	11390	187	422	44%	農3医1僧1釀1無1	3			1		
日美村	4	126470（村3位）	6050	163	402	41%	農1医1商1助1無1	3	1				
富山村	3	24020（大字1位）	3270	170	319	53%	農4僧1神1不1	3			2		
大和村	3	153450（村3位）	20480	323	644	50%	農3僧3官1	3					
菅谷村	3	25230	13970	100	224	45%	農3	3					
福谷村	9	112650（村2位）	5990	349	647	54%	農9医1神2公1不3	5			1		
岩田村	6	25890	6100	191	320	60%	農5医1収1	4		1	1	1	1
日近村	5	70620（大字1位）	6400	217	378	57%	農6医1不2	5					
大井村	10	540020（村1位）	6700	187	538	35%	農5医1商2釀1助1不2	8		1	1	1	
足守町	9	527810（町3位）	6750	248	578	43%	農4医1僧1商1無3不3	9	1				
	176			6309	15144								
	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X

※ 济世顧問・济世委員名簿（各年）岡山県統計年報、岡山県衆議院議員選挙有権者名簿、吉備郡史から作成する。職業の農は農業、医は医師、僧は僧侶、新は神官、導は教導職、商は商業、工は工業、釀は醸造業、信は信用組合理事、公は公吏、官は官吏、地は地主、長は首長、助は助役、収は収入役、事は事務員、無は無職、不は職業不明をあらわす。納税者がどの程度存在していたかの目安となる。（本来は男子成人人口で除すべきであるが、統計が入手できない）R欄は職業をあらわしている。さらにそれをまとめたのが表4である。S欄以降は、町村の公職就任者数である。（ただし1936年6月現在までの記録であり、顧問と委員の中にはその後公職に就いた者もあるかもしれない）。当時町村長は、町村議会議員から選任されていたので、町村長と町村議会議員双方を務めた者が多い。そのためS欄からX欄までの総数がK欄の実数を超える場合もある。さらに在郷軍人分会長および消防組頭ならびに小学校長についても記載した。これは選挙によって選任されるわけではないが、町村の名望家が就任することが多いので、顧問と委員が名望家

であったことを示すデータといえる。

次に表3の分析および考察を行う。先述のように、吉備郡の顧問委嘱は県内最少であることは既に述べたとおりである。委嘱されたのは、呉妹村、久代村、総社町、福谷村、大井村5町村のみである。このうち呉妹村は昭和3年のみで、その前後の名簿では不在になっている。久代村も昭和7年から不在になっている。福谷村は昭3年からそれまでの人物と違う顧問が委嘱されている。それ以外の4町村は同一人物である。委員については、大字1名を満たさない町村が24町村中5町村、さらに救護法の定員も含めて満たさない町村は、31中16町村におよぶ。また顧問が存在する町村が、委員の員数を満たしているとも言えない。つまり顧問がいた町村が、済世制度に対して積極的に取り組んだとは言えないのである。また、庭瀬町と総社町が大字に対して多くの委員を委嘱していたが、これは両町とも人口規模が大きい町だったため、救護法の基準ではそれまでの実数が適切であったことがうかがえる。L欄の176名は、顧問・委員286名の中で、1920（大正9）年に選挙権を有していた者の数である。男子のみの普通選挙は1926年（大正15年昭和元年）の選挙から実施されるので、この名簿に掲載されている人物は、地租を納めている者かあるいは直接国税3円以上を納めている者である。つまり、自作農以上、あるいは商業等で成功をおさめている者である。したがって表4の農業111名のほぼすべては、自作農以上であることを意味する。また、無職23名中町村長や村議などの公職に就いていない者は2人、選挙人名簿に掲載されていない者は2名、くわえて両方とも名前がないのは3名だけである。このように無職でも首長や町村議員を務めているのであり、当然選挙人名簿にも掲載されている。つまり無職とは、その状態で生活が可能であるということである。また、僧侶33名神官4名教導職1名（おそらく新宗教の職にあった者と思われる）は、地租を納めることがなかったため、選挙権もなく、議員にも就けない。この38名をK欄総数286名から差し引くと246名で、このうち176名が納税者名簿に掲載されているので、72%が掲載されていることになる。（掲載されていない72名は、大正9年時点で家督を既に相続した者や逆にまだ相続をされていない者が、大正9年以降に顧問や委員に委嘱されたものと思われる）また、掲載されている多くの顧問・委員の納税額は、村内あるいは大字内でもトップクラスの者が多い。このように、ほとんどの顧問や委員は、封建的制度が社会のあらゆる制度に残る時代であった当時、地域の名望家が委嘱されていたことは明らかである。そのような立場の者が、どの程度防貧活動や救貧活動を行ったのか。しかも生活に余裕があるとは言え、首長や町村議員としての業務や活動、さらに宗教家であったり、商工業の経営者であったり、医師としての業務があったのは当然である。そのような者がどの程度顧問や委員の活動に従事できたのだろうか。地方自治を当該地域の名望家に無給で担わせた明治政府の名誉職自治政策の視座と同じ場所に顧問も委員も位置していたと言えよう。顧問も委員も、あくまでも本職（収入源）を持つ名望家の名誉職としての活動であった。

表4 吉備郡内済世顧問・済世委員職業					
職業名	人数	割合	職業名	人数	割合
農業	111	39%	信用組合役員	3	
僧侶	33	12%	官吏	2	
無職	23	8%	事務員	2	
商業	19	7%	教導職	1	
医師	17	6%	工業	1	
三役	8		銀行	1	
公吏	5		地主	1	
神官	4		不明	52	18%
醸造業	3		合計	286	

※ 済世顧問・済世委員名簿（各年度）から作成

三役とは首長と助役と収入役。不明が多いのは、名簿への記載がないからである。

5)まとめ

済世顧問制度が防貧を主眼としていることや、地域住民の中から適当な人物に対して無償で委嘱するという発想は、時代の先駆けとして、優れた制度と言える。しかし、これまで述べたように、時代がまだ防貧への取り組みを求めず、地域の中でそれを担う人材を確保することにも苦慮したのであった。特に則闕主義をとったことが制度普及に足かせとなった。結果として運用（委嘱）が進展しなかった事実をみると、済世顧問制度は成功したとは言いがたい。

くわえて委員についても、大字1名の基準を満たしていない町村も多数あり、必置責任を果たすことすらできていなかったのである。これは地域（住民）が委員を必要としなかったのか、あるいは名誉職自治や顧問・委員の任を担っていた名望家が、必要性を意識できなかったのか。いずれにしても、地方自治を担っていた人物と、顧問・委員が多く重複していたのであるから、委嘱が進まないことは、たとえ委嘱されても、積極的に防貧・救貧活動に取り組むことはしなかったのではないかと思われる。委員不在の大字地区は、調査も救貧も手薄になったはずであるが、これは委員の活動自体の必要性を強く意識していなかったことのあらわれではなかろうか。

このように顧問・委員という名誉職のアイデンティティを持たない状況のまま、戦時厚生事業へとり込まれていくのである。

*1田代国次郎（2010）『岡山県社会福祉史ドラマ』社会福祉研究センター、22～23頁。田代は救護法施行に伴う県内貧困調査などの数値を分析し、年度毎の増減が不自然であることを指摘している。そしてその理由を、社会事業調査の研究不足、技術不足、調査担当者等の非

専門性、調査票の不備などが考えられると言い、これは現在の社会福祉調査においても克服されていないと非難している。そのため調査結果を「かなり注意して評価する必要がある」と述べている。

*2岡山県社会事業協会編（1936）『岡山縣濟世制度二十年史』、48頁。これに加えて、『濟世顧問之精神』において、官吏は一片の辞令で転職や休職の運命に遭遇するので、終始一貫貧者の友となるのは不適當と指摘している。同 34 頁

*3『岡山縣濟世制度二十年史』、101 頁

*4岡山市のみ別扱いなので、設置率の計算から省いている。市制後の倉敷市と津山市については、顧問数は増えていないので、そのまま 1 市に 1 名の基準として計算にくわえている。ただし市制後は大字がなくなったので、委員の設置率の計算からは省いている。また表内の「大字なし町村委員の差し引き数」とは、全委員数から大字がない町村の委員数を差し引いた人数を意味する。その数を大字がある町村数で除した（小数点第 1 位以下四捨五入）のが設置率となる。

*5名望家について、石川は「自分たちがやらなければ誰もやらない」との責任感から出発して、地域社会の政治・行政・教育・文化の発展を支えようと努力した人たち、あるいはそうすることが期待されていた人たち、と定義している。石川一三夫（1992）「名望家自治論ノート」中京大学『中京法學』26 卷，29 頁、34 頁。本報告もこの定義を援用する。なお、名望家が顧問・委員に就任している実態分析は、近日中に刊行される中国四国社会福祉史学会編『中国四国社会福祉史研究』「岡山県濟世制度の研究～濟世顧問はなぜ増えなかったのか～」で論じている。

*61923 年の統計を使用するのは、濟世顧問・濟世委員名簿が最初に発行された年だからである。

*7上房郡は 16 町村中 6 村に大字がなく、10 町村の委員数による充足率の計算になる。さらに、郡役所所在地高梁町が大字数 25 に対して 9 名の委員しか委嘱されていない。そのため郡全体の充足率が 75% となっている。高梁町を除くと 100% を越える。

*81920 年の統計を使用するのは、同年の「衆議院議員選挙有権者名簿」の納税額等と比較検討するからである。

< 参考資料 >

岡山県衆議院議員選挙有権者名簿 第四区吉備郡・都窪郡（1920）中国新報社発行

岡山県統計年報（各年度）

吉備郡史（1937）永山卯三郎編、岡山県吉備郡教育会発行